

改正案

現行

別表第一（第二条、第四条関係）	
事業の種類	第一種事業の要件
類	第二種事業の要件
一〇四（略）	
五 条例	イヌ又（略）
第二条	出力が三万キロワット以上である
第二項	太陽電池発電所の設置の工事の事業
第五号	に掲げる事業
六〇二十（略）	
出力が三万キロワット以上である	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
出力が二万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が二万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

別表第一（第二条、第四条関係）	
事業の種類	第一種事業の要件
類	第二種事業の要件
一〇四（略）	
五 条例	イヌ又（略）
第二条	（新設）
第二項	（新設）
第五号	（新設）
六〇二十（略）	
（新設）	（新設）

別表第二（第三十四条関係）	
対象事業の区分	事業の諸元
一〇十三（略）	
十四 別表	発電所の出力
第一の五	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
の項のル	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
又は	
該する	
対象事業	
十五〇二十九（略）	

別表第二（第三十四条関係）	
対象事業の区分	事業の諸元
一〇十三（新設）	（新設）
十四（新設）	（新設）
十五（新設）	（新設）
十六（新設）	（新設）
十七（新設）	（新設）
十八（新設）	（新設）
十九（新設）	（新設）
二十（新設）	（新設）
二十一（新設）	（新設）
二十二（新設）	（新設）
二十三（新設）	（新設）
二十四（新設）	（新設）
二十五（新設）	（新設）
二十六（新設）	（新設）
二十七（新設）	（新設）
二十八（略）	

別表第三（第五十条関係）	
対象事業の区分	事業の諸元
一〇十三（略）	
十四 別表	発電所の出力
第一の五	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
の項のル	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
又は	
該する	
対象事業	

別表第三（第五十条関係）	
対象事業の区分	事業の諸元
一〇十三（新設）	（新設）
十四（新設）	（新設）
十五（新設）	（新設）
十六（新設）	（新設）
十七（新設）	（新設）
十八（新設）	（新設）
十九（新設）	（新設）
二十（新設）	（新設）
二十一（新設）	（新設）
二十二（新設）	（新設）
二十三（新設）	（新設）
二十四（新設）	（新設）
二十五（新設）	（新設）
二十六（新設）	（新設）
二十七（新設）	（新設）
二十八（略）	

十五 ～ 二十九	対象事業
(略)	
	メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 ～ 二十八	
(略)	